

新潟県警察の術科に関する訓令

昭和62年 7 月27日

本部訓令第10号

〔沿革〕 平成5年3月本部訓令第7号、14年3月第3号、15年3月第5号、16年2月第3号、3月第12号、10月第18号、17年3月第9号、6月第14号、8月第16号、18年2月第2号、3月第5号、19年3月第5号、22年3月第5号、26年2月第2号、28年2月第1号、29年8月第13号、令和元年10月第7号、4年6月第12号、7年3月第9号、8年3月第5号改正

(目的)

第1条 この訓令は、術科の推進について必要な事項を定め、警察職員（以下「職員」という。）の職務執行の基礎となる術科技能の向上及び心身の鍛練を図ることを目的とする。

(術科)

第2条 この訓令において「術科」とは、礼式、点検、教練、総合対処法、柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法及び体育をいう。

(職員の義務)

第3条 警察官は、平素から術科訓練を反復して行わなければならない。

2 一般職員は、平素から体育を行わなければならない。

(教養課長の責務)

第4条 教養課長は、県警察における術科の適正かつ効果的な推進に努めなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、術科の重要性を認識し、その効果的かつ積極的な推進に努めなければならない。

(術科指導者)

第6条 県本部に師範、教師及び術科指導担当者（以下「術科指導者」という。）を置くものとする。

2 署に術科指導者を置くことができる。

3 術科指導者は、本部長が指定書（別記様式第1号～3号）により指定する。

4 術科指導者の資格基準は、原則として、別表第1のとおりとする。

5 術科指導者の任務は、次のとおりとする。

(1) 職員に対する術科の指導に関すること。

(2) 巡回指導に関すること。

(3) 術科指導員の指導に関すること。

(4) 術科訓練の安全管理の推進に関すること。

(5) 訓練施設、用具及び防具の整備に関すること。

(6) 術科の調査及び研究に関すること。

(7) 部内外の連絡調整に関すること。

(術科指導員)

第7条 鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び署（以下「署等」という。）に術科指導員を置くものとする。

2 術科指導員は、署等の所属長（以下「署長等」という。）の内申に基づき本部長が指定する。

3 前条第3項の規定により術科指導者に指定された者は、前項に規定する術科指導員に指定されたものとみなす。

4 術科指導員は、次項の任務を遂行するための能力を有する者とし、資格基準及び指定人員は、原則として、別表第2のとおりとする。

5 術科指導員の任務は、次のとおりとする。

(1) 術科訓練の指導に関すること。

(2) 術科訓練の安全管理の推進に関すること。

(3) 訓練施設、用具及び防具の整備に関すること。

第8条 削除

(訓練実施基準)

第9条 訓練の実施基準は、警務部長が別に定めるものとする。

(訓練計画)

第10条 教養課長及び署長等は、年間及び月別の訓練計画を策定するものとする。

(訓練の留意事項)

第11条 訓練に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 所属長は、訓練環境を整備すること。

(2) 所属長は、職員に対し、警務部長が別に定める安全管理の措置基準を遵守させるなど、訓練の安全を確保し、受傷事故を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 術科指導者及び術科指導員は、訓練が形式に流れることなく真に役立つように指導すること。

(4) 職員は、術科技能が不断の努力によって熟達するものであることを自覚し、積極的に取り組むこと。

(大会)

第12条 県下大会として、柔道剣道大会、逮捕術大会及び拳銃射撃競技大会をそれぞれ年1回開催するものとする。

2 ブロック大会として、柔道剣道大会及び逮捕術大会を別表第3に定めるブロックごとに開催することができる。

(指導督励)

第13条 教養課長は、署等の術科訓練の指導督励に当たるほか、適宜又は要請により術科指導者を派遣し、術科指導に当たらせるものとする。

2 署長等は、前項の要請を行う場合は教養課長を経由しなければならない。

(講習)

第14条 術科指導員の指導能力の向上を図るため、随時講習会を開催するものとする。

(報告等)

第15条 内申又は報告は、次により教養課長を経由して行うものとする。

- (1) 署長等は、術科指導員の指定（解除）の内申をするときは、別記様式第4号により行うこと。
- (2) ブロック大会を主催する署長は、大会開催の20日前までに別記様式第5号により報告すること。

附 則

- 1 この訓令は、昭和62年9月1日から施行する。
- 2 警察術科総合訓練要綱の改正について（昭和35年3月11日付け教発第77号）は、廃止する。
- 3 術科訓練の安全管理について（昭和49年9月6日付け教発第243号、監発第438号）は、廃止する。

附 則（平成5年3月31日本部訓令第7号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月7日本部訓令第3号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月18日本部訓令第3号）

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月8日本部訓令第18号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月6日本部訓令第14号）

この訓令は、平成17年6月25日から施行する。

附 則（平成17年8月5日本部訓令第16号）

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年2月13日本部訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日本部訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日本部訓令第5号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日本部訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日本部訓令第2号）

この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成28年2月10日本部訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年8月15日本部訓令第13号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 （令和元年10月25日本部訓令第7号）

この訓令は、令和元年11月2日から施行する。

附 則 （令和4年6月20日本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年6月20日から施行する。

附 則 （令和7年3月10日本部訓令第9号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。